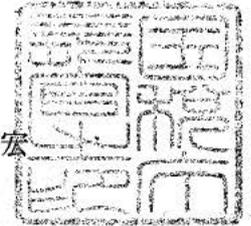


行政文書開示決定通知書

様

国税庁長官 大鹿 行宏



令和3年12月8日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

行政文書の名称	別紙のとおり
不開示とした部分とその理由	別紙のとおり

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

● 開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

1 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施することができます。

＜実施の方法＞写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
A4判文書 2,164枚 (2,164ページ)	①閲覧	100枚までごとにつき100円	2,200円	2,170円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	1ページにつき10円	21,640円	21,610円
	③複写機によりカラーで複写したものの交付	1ページにつき20円	43,280円	43,250円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1ページごとに10円を加えた額	21,740円	21,710円

(注1) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。）。

(注2) この開示決定通知書の対象となる行政文書は、白黒とカラーが混在しております。それぞれに応じた写しの交付を希望される場合には、実施手数料が異なりますので、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

2 窓口において開示を実施することができる日時、場所

日 時	場 所
令和4年4月25日（月）から 令和4年5月20日（金）まで（土・日・祝日を除く。） 9時30分から17時まで	国税庁総務課情報公開窓口

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数 「開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間以内に発送予定

送付料 ②③3,740円、④210円 ※ 送付料については、郵便切手等を御使用ください。

(注) 窓口における開示の実施の際には、本通知書を御持参ください。
また、当日都合がつかない場合は、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

裏面もご覧ください。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、「1 開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧をした日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

窓口における開示の実施を選択される場合は、「2 窓口において開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、この通知書を送付した情報公開窓口まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）情報公開窓口において開示請求書を提出した場合

150ページある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書の写しの交付を受ける場合：

1ページにつき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150ページある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページについて写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない。）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。なお、直接、開示請求先の情報公開窓口において「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出される場合には、現金によることもできます。

3 審査請求等

決定について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施について

情報公開窓口における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、必ず本通知書を御持参ください。

別紙

1 行政文書の名称

「徴収事務提要」のうち、事務手続編の凡例及び目次以外の部分

2 不開示とした部分

(1) 事務手続編

No.	項番等				不開示部分	不開示理由
1	第2編	第4章	第1節	第31	「処分対象滞納整理状況表」欄の4行目の一部	3(1)
2	第2編	第4章	第3節	第35	「共通した優先順位」欄の一部	3(2)
3	第3編	第1章	第1節	第38	1(6)の6行目の一部	3(1)
4	第3編	第5章		第64	(注)3の1行目の一部	3(3)
5	第3編	第5章		第64	3(2)の1行目・2行目の一部	3(3)
6	第3編	第5章		第64	3(2)ハ(ロ)の1・2行目の一部、(二)の1・2行目の一部、(3)イの1・2行目の一部、ロ及びハ	3(3)
7	第3編	第6章	第3節	第71	5(2)二の(注)の4行目の一部	3(3)
8	第3編	第7章	第2節	第82	2(4)のロ及びハの(注)	3(4)
9	第3編	第7章	第2節	第83	3の5行目以降	3(4)
10	第3編	第7章	第2節	第83	8	3(4)
11	第3編	第7章	第2節	第83	9(3)ロ(ハ)の①から④	3(4)
12	第3編	第7章	第2節	第84	1(1)2行目から5行目までの一部	3(4)
13	第3編	第12章			3(1)の①から⑤、(注)1及び2	3(5)
14	第3編	第12章			4の⑤の一部及び⑥	3(4)

(2) 様式編

No.	様式番号	区分	不開示部分	不開示理由
1	204010-009	様式	滞納処分の停止等状況表の(注)の1行目	3(4)
2	204010-009	調理要領	滞納処分の停止等状況表の「滞納処分の停止及び納税義務の消滅等状況」の2(1)の6行目以降	3(4)
3	204010-011	様式	処分対象滞納整理状況表の「期末残高」欄の一部	3(1)
4	204010-011	調理要領	処分対象滞納整理状況表の「処分対象滞納整理状況表	3(1)

No.	様式番号	区分	不開示部分	不開示理由
			(共通)の1の2行目の一部、「処分対象滞納整理状況表(大口・大口以外分)」の1(1)の2行目・3行目の一部、3行目から4行目の一部、(2)イの1行目の一部、(2)ロの1行目の一部並びに3(1)及び(2)	
5	204030-007	調理要領	滞納処分の停止等一覧表の2(3)ルの(注)1の1行目、2行目の一部及びヲ(ハ)	3(4)
6	204030-012	調理要領	差押等解除未済一覧表(完結分)の2(1)ロ	3(4)
7	307020-001	様式	滞納処分の停止適否点検表(その1)の「区分」、「点検項目」、「指定の適否判定」、「停止の適否判定」及び「滞納者」を除く全ての項目	3(4)
8	307020-002	様式	滞納処分の停止適否点検表(その2)の「区分」、「点検項目」及び「点検年月日」を除く全ての項目	3(4)
9	307020-001 307020-002	調理要領	滞納処分の停止適否点検表(その1)、滞納処分の停止適否点検表(その2)の2(4)以降	3(4)
10	307020-002-2	様式	滞納処分の停止決裁・審理確認票の「担当者名」以降	3(4)
11	307020-002-2	調理要領	滞納処分の停止決裁・審理確認票の1の5行目以降及び2	3(4)
12	307020-003	様式	停止相当継続管理事案の停止適否点検表の「整理番号」、「滞納者」、「業種」、「住所・所在地」、「指定年月日」、「担当部門」、「担当者」、「指定の適否判定」、「年月日」、「担当者」、「特官・統括官」を除く全ての項目	3(4)
13	307020-003	調理要領	停止相当継続管理事案の停止適否点検表の2(1)、(2)及び(5)以降	3(4)
14	307020-004	様式	滞納処分の停止決定調査書1の「(1-その1)」の一部、「(1-その2)」及び「(1-その3)」	3(4)
15	307020-004	調理要領	滞納処分の停止決定調査書1の「(1-その1)」の(2)から(4)及び「(1-その2)個人用」から「(1-その3)」の表示以外の部分	3(4)
16	307020-005	様式	滞納処分の停止決定調査書2の「(2-その1)」の一部及び「(2-その3)」から「(2-その11)」	3(4)
17	307020-005	調理要領	滞納処分の停止決定調査書2の「(2-その1)」(2)及び「(2-その3)個人用」から「(2-その11)」の表示以外の部分	3(4)
18	307020-020	調理要領	事後監査対象者一覧表の2(3)ヨ(ハ)	3(4)
19	307020-021	様式	滞納処分の停止事後監査てん末書の「監査年月日」、「住	3(4)

No.	様式番号	区分	不開示部分	不開示理由
			所(所在)、「氏名(名称)」、「整理番号」、「職業」を除く全ての項目	
20	307020-021	調理要領	滞納処分の停止事後監査てん末書、滞納処分の停止事後監査てん末書(次葉)の2(2)以降	3(4)
21	308020-004 308020-005 308020-006	調理要領	換価処分の適否検討表(その1)、換価処分の適否検討表(その2)、換価財産に係る権利の状況表の「換価処分の適否検討表」の2(10)の1行目から2行目の一部	3(4)
22	308020-103	様式	探聞・情報資料せんの「【探聞事項等】」の全ての項目	3(6)
23	308020-103	調理要領	探聞・情報連絡せんの1の1行目の一部及び2	3(6)

3 不開示理由

- (1) 当該部分には、事案区分の基準金額が記載されており、これを公にすることにより、国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法第5条第6号イに該当すると判断し、不開示としました。
- (2) 当該部分には、滞納整理を行う場合の優先順位が記載されており、これを公にすることにより、国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法第5条第6号イに該当すると判断し、不開示としました。
- (3) 当該部分には、財産調査の手法が記載されており、これを公にすることにより、国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法第5条第6号イに該当すると判断し、不開示としました。
- (4) 当該部分には、滞納整理に関する判断基準が記載されており、これを公にすることにより、国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法第5条第6号イに該当すると判断し、不開示としました。
- (5) 当該部分には、滞納整理に関する着眼点が記載されており、これを公にすることにより、国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法第5条第6号イに該当すると判断し、不開示としました。
- (6) 当該部分には、資料情報の収集項目が具体的に記載されており、これを公にすることにより、一部の者に国税の賦課・徴収の対象となることを予見させ、回避行為が行われるようになるなど、国税の賦課・徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法第5条第6号イに該当すると判断し、不開示としました。



行政文書の開示の実施方法等申出書

国税庁長官 殿

フリガナ
氏名又は名称
〔法人その他の団体にあつては、
名称、代表者氏名及び担当者氏名〕 _____
住所（居所） 〒 _____
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕 _____
連絡先電話番号 _____

令和 年 月 日付 第 号行政文書開示決定通知書に基づく開示の実施方法等を行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第14条第2項の規定及び同施行令第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 求める開示の実施の方法（ア又はイを○で囲んでください。イを○で囲んだ方は、下の表に実施の方法等を具体的に記載してください。）
 - ア 既報（開示請求書に記載）のとおり
 - イ 下記のとおり

行政文書の名称	行政文書の種類・数量	実施の方法（該当するものを○で囲んでください）
		閲覧 写しの交付 その他（ ） 1 全部 2 一部 ()
		閲覧 写しの交付 その他（ ） 1 全部 2 一部 ()
		閲覧 写しの交付 その他（ ） 1 全部 2 一部 ()

- 2 開示の実施を希望する日（行政文書開示決定通知書にある日から選択してください。）

- 3 写しの送付の方法による開示の実施の希望（有・無）
(注) 送付を希望される場合は、別途送付に要する費用（郵便切手等）が必要です。 同封する郵便切手等の金額 _____ 円

※ 開示実施手数料が無料である場合において、開示請求書に記載された開示の実施の方法等に変更がない場合には、この申出書を提出する必要はありません。ただし、開示の実施方法等が「写しの送付」である場合は、行政文書開示決定通知書でお知らせした送付に要する費用（郵便切手等）を提出する必要があります。

開示実施 手数料の額	ここに収入印紙を貼ってください (消印はしないでください)	確認者
円		